

## 第5回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成29年8月10日(木) 午後3時15分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(12名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	9番 山本 壽孝 委員	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員
欠席委員(名)				
推進委員(8名)	徳岡 正裕 推進委員	河井 勝重 推進委員	尾川 寛信 推進委員	山田 隆雄 推進委員
	山本 正義 推進委員	北野 文夫 推進委員	山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第19号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第20号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第21号議案 非農地の現況証明について 第22号議案 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項	第1号 賃貸借の解約等の通知について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 議事 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による 許可申請について</p>	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>委員 議長</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今より、平成 29 年度 第 5 回農業委員会の定例総会を開催します。農業委員の現員数 12 名に対して、ただいまの出席委員は、12 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。開催にあたりまして長谷川会長からあいさつをいただきます。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>そう致しますと 2 番でございますが、議事録署名委員の指名でございます。こちらの方から指名させて頂いてよろしゅうございますか。</p> <p>《全委員 異議なし》</p> <p>ご異議無い様でございますので、こちらの方から指名させていただきます。4 番 土井委員、5 番 横川委員両名の方、議事録署名委員として、ひとつよろしくお願い申し上げます。</p> <p>3 番議事に入ります。まず議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議致します。本議事に入ります前に、皆さま方にお知らせ致しますが、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による、皆さん手帳に書いてございます。農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。と云う風に歌ってございます。従いまして、山上真治委員退席をお願い致します。</p> <p>《8 番 山上真治委員 退席》</p> <p>それでは審議を続けます。議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明をお願い致します。</p> <p>議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は 田後●●、譲渡人は 北栄町●●と 三朝町●●、贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 513 アールです。土地の所在 大字 田後——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 1,431 m<sup>2</sup> です。</p> <p>番号 2 譲受人は 三朝町●●、譲渡人は 倉吉市●●、売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 187 アールです。土地の所在 大字 田畑——、地目は台帳・現況とも田、利用状</p>



定根拠は 農業振興地域農用地の区域内で、許可根拠規定は、一時転用です。都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資 あり です。

事業内容は、方面地区真砂土採取事業に伴う資材置き場で、真砂土集積場です。真砂土の盛土高は、最大 6～7m、表土を 20～30cm すき取り、幅 90cm の水路を 48.5m 掘削します。農業振興地域整備計画に支障なしとの湯梨浜町長からの回答を得ております。また、土地改良区の事業区域外であり、隣接耕作者の同意も得られております。

本申請の背景を説明させていただきますが、「資料 1」の 2 頁目に(有)●●の「真砂土採取事業」の事業概要書を添付しておりますので、ご覧ください。この度の一時転用申請、(有)●●が真砂土採取事業をやっている(有)▲▲から、現場の方でトラック 1 台いくらかという形で真砂土を買って搬出を致しますけれども、東郷川に架かっております方面橋は大型車両が通れないものですから、効率が悪いという事で、そこの田んぼを借りたうえで集積場として置きまして、そこから大型トラックで搬出をします。そのための仮置き場という事になりますけれども。真砂土採取事業につきましては、ちょっと説明させていただきたいのですけれども、方面地区の南西側斜面は「土砂災害特別計画区域（レッドゾーン）」に指定されています。方面区で危険を取り除くための方法を色々検討した結果、以前から地元と縁があった(有)▲▲に真砂土採取事業として土取りを行うよう区から要望し、(有)▲▲が取り組むこととなりました。

真砂土採取事業を行うには採石法に基づく県の認可が必要で、採石法その他関係法令についての手続きに平成 23 年から着手しています。(有)▲▲の申請を代理している業者に確認したところ、関係法令で定められている各種機関との調整を終えて、既に採石法の認可申請を行い、この 8 月中にも県の認可が下りる運びとなっているとのことです。

資料 1 の 3 頁目は真砂土採取事業の計画平面図、4 頁目は真砂土の搬出路計画図、5 頁目は今回の 5 条転用の申請地であります集積場までの運搬経路図です。6 頁目が、3 か年で実施する真砂土採取事業の年毎の掘削縦断面図。7 頁目が土工の数量計算書、8 頁目は真砂土採取事業計画の工程表です。真砂土採取の事業は 3 年間で事業を終了する予定となっています。

農地転用の本申請につきましては、申請事業者である(有)●●が、真砂土の仲買業者として運搬・販売を行います。方面地区の真砂土採取場から出荷するにあたり、東郷川に掛かる方面橋は大型トラックが通行できないことから、小型トラックでの運搬となります。しかしながら小型ト

		<p>ラックで販売先へ運ぶのは運搬効率が悪く採算に合わないために、採取場所から出来るだけ近くに真砂土集積場に出来る場所を探しましたが、適当な用地がありませんでした。そのため止む無く附近の農地で利用可能な用地を探したところ、この事業の趣旨をよく理解されている貸人の農地を借りることが出来たものです。</p> <p>雨水は新設する申請地内の土水路により、県道側の排水路へ放流するため、隣接農地への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える障害も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。また「一時転用の事業完了後、復元された農地を放置することなく耕作する」ことのできることが貸人から提出されています。よって本申請は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>それでは事務局からの説明が終わりました。この案件につきましては、現地に出向いて確認を行っております。現地確認を代表致しまして、中村博委員、報告をお願い致します。</p> <p>はい、本日1時より長谷川会長、蔵本職務代理、清水委員、徳岡推進委員、それから私と、事務局より2名が参加して、確認に行ってきました。方面の一時転用の事業の件ですけれども、今説明がありました様な状況です。場所的には東郷三朝線の県道を跨いだ格好になりますが、別所の梨の集荷場の道路になっております。10t車も入れる道路になっておりますので、搬出用のダンパーの出入りは問題ありません。そういう意味で積替え用の資材置き場として、3年間限定して置場として使われるという事に対して、特に大きな問題はありません。以上です。</p> <p>はい、ご苦労様でございます。そう致しましたら、事務局の説明、そして報告者中村委員の説明がございました。これを踏まえまして、質疑を行いたいと云う風に思います。皆さんの方から質疑はございますか。質疑のある方は挙手をお願いします。はい、山本委員どうぞ。</p> <p>資料の1を見るとね、写真を。耕作してなく、保全管理になっているけれども、以前から内々で決めていて耕作してないのか、今年に限って。</p> <p>事務局説明をお願いします。</p> <p>お答えさせていただきます。春先からですかね。従前から真砂土の集積場所として、地主さんの方に話が出来ていた様でございます。だものですから、耕作はせずに保全管理という形で、転用許可が下りるのを待っている状態という事でございます。</p> <p>山本委員、今の質問。</p>
	議長	
	中村委員	
	議長	
	山本寿孝委員	
	議長	
	事務局	
	議長	

	<p>山本寿孝委員 事務局</p> <p>山本寿孝委員 議長</p> <p>山本正義推進委員 議長 事務局</p> <p>議長 山本正義推進委員 議長 河井推進委員</p>	<p>じゃあ今年に限って、去年は耕作してあった？</p> <p>去年は耕作してありました。</p> <p>判りました。</p> <p>それでは次の方質問をどうぞ。山本推進委員どうぞ。</p> <p>事務局からの説明があったけれども、6m位上がる。そうすれば80cmの水路をするとあり、ある程度法面というものを取る必要がある。下の田んぼに影響は無いだろうか？</p> <p>それでは説明を。</p> <p>まず、盛土は最大で6,7mという事で、出荷状況に応じて、翌日にたくさん搬出をしなければならぬという場合には積んでおくという事に成ろうかと思えます。注文がどれだけ入るかという事で、どれだけ積上げておくかという量が決まってくるかと思えますので、そこは最大値という事で業者は6,7mという事でしておりますけれども。隣の水田に影響が有るか無いかというお話につきましては、資料に土地利用計画図がございますけれども。素掘りの水路を掘るんですけども、そこを控えたうえで積上げる。積上げの仕方は45度の角度ですね。それで積み上げて行くと云う事を計画しておられます。粘土質ではありませんで、真砂土ですからそういった積み方が可能。一時的に積上げるだけですので、雨水などの影響もほぼほぼ考えられないと。ただし大雨とかが来そうで、ちょっとこれは心配だなと云う時には事前に対策、例えばコンクリートブロックの様な物を下手側の方に並べて、土砂が雨で崩れて流れ出るという様なことが無い様に、防止対応を場合によっては致しますという事を、業者から報告を受けております。</p> <p>緩やかな段々の水田地帯になりますので、積上げたことによって隣の田んぼが浮き上がったたりするという様な湿田ではありませんから、隣の田んぼへの影響というのはまず考えられないと云う風に、事務局側も捉えております。</p> <p>山本推進委員、良いですか。</p> <p>はい。今の説明で。</p> <p>それでは、その他に。はい、河井推進委員。</p> <p>これね、大きな工事みたいですけども。と云うのが、東郷池があるんですわ。河川の関係はちゃんと連絡してあるかな？河川があるでしょ。流れて来る訳だな。という事は東郷池に出る訳で、そういう事はちゃんと連絡して了解してあるかな？東郷池漁協に対して。</p>
--	--	--

議長 事務局		<p>どうぞ説明を。</p> <p>採石法に基づく真砂土取りをやる(有)▲▲の方は、県とのやり取りで、当然に河川の関係の協議も行っておりまして、そういったところは条件としてクリアしております。ですから泥水が大量に流れ出る様なことに対しては防止措置がなされていると。ですので、河川の協議は出来ておりますから東郷湖漁協に対しての協議は無いと。</p>
河井推進委員		<p>いや、私の言うのはね、東郷池の方にそういう話が無いから、事前に。だから、してあるかなと思って。</p>
事務局		<p>河川との協議で、あそこは2級河川で県管理の河川となりますので、県とのやり取りの中で、そう云った防止措置がなされておりますから、河川に流れ出ないという事は東郷池にも出ないという事になりますので、そこまでの協議はなされているという事です。</p>
河井推進委員		<p>今言うのは、2級河川だから東郷池に流れ出ないと？</p>
事務局		<p>いえいえ、ではなくて。</p>
河井推進委員		<p>実は東郷池の関係をしているものだから、私も。それに対して組合の方に何か、こういう工事をしてこうこうと事前に連絡をしてあるかという事を聞いたかった。</p>
事務局		<p>真砂土採取事業のですね、図面をご覧いただきたいと思いますが。緑色の線で書いてある所がありますよね。これが真砂土採取のための仮設道路と、沈砂池です。泥水が出た場合は、雨水をそこで一回溜めて、泥水が区域外へ流れ出ない様にするための対策工ですね。これが、必ず設けなければならないこととなっておりますし、泥水が出る様であれば当然に認可がされないものでありますので、いずれにしましても河川との協議を行ったうえで問題が無い、或いは問題が仮に発生すると想定される際にはこれこれの対策をしますよというなりの協議がなされておりますので、条件的には問題は無いですという事です。</p>
河井推進委員		<p>了解しました。</p>
議長		<p>今、河井推進委員のおっしゃったご意見ですけども、その事もう一遍県の方へでも。</p>
河井推進委員		<p>うちの方の組合の関係もですけども、そういう役員会をした時にですね、こういう話が出なかったものですから。大体分かっていたことですから、去年からの話ですから。言っているのかなと思って。</p>
山本正義推進委員		<p>改良区の方も全然話がなくて、今日初めて話を聞いた訳でして。</p>

<p>議案第 21 号 非農地の現況証明について</p>	<p>議長 事務局 議長 土井委員</p>	<p>今一度ちょっとね、改良区等とも話がしてないのであればね。検討をして。確認はしておきます。</p> <p>その他に、質疑ご意見はございますか。お尋ねはございますか。はい、土井委員どうぞ。資料には土地改良区事業区域外と書いてあります。公共投資有と書いてありますし、この場合は？</p>
	<p>議長 事務局</p>	<p>説明を。</p> <p>公共投資ありと云いますのは、過去に土地改良事業がなされているかどうかという事で、公共投資がなされているかどうかという事で、有り無しを書かせていただいておりますし、備考欄の土地改良区事業区域外としておりますのは、一時転用のこの別所の田んぼにつきましては東郷土地改良区の区域外だという事で、改良事業はなされているのですけれども、東郷町でやっておられる様でして、別所集落の入口より上の方については。という事で、東郷土地改良区の事務局に確認しました。</p>
	<p>議長 中村委員 議長 土井委員 議長</p>	<p>という事は、公共投資はしてあるんだけど、東郷土地改良区の区域外なんだという事ですね。別所の波関に向かって、ずっとそうなんです。ね。</p> <p>だという事でございます。土井委員良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>その他にお尋ねはございますか。それでは出つくした様でございますので、採決を行います。</p>
	<p>事務局</p>	<p>議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」申請どおり認めることにご異議の無い方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>それでは全員の方が賛成でございますので、本案件におきましては鳥取県知事へ進達を致します。</p> <p>続きまして進行いたします。議案第 21 号「非農地の現況証明について」審議いたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 21 号「非農地の現況証明について」説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p>

	<p>議長</p> <p>中村委員</p>	<p>資料は 4-1 頁から 4-4 頁、資料 2</p> <p>番号 1 土地の所在 大字 宇野——、地目は台帳 畑、現況 原野、面積は 189 m<sup>2</sup>、申請人 宇野●●、昭和 50 年頃より耕作していない状況です。</p> <p>番号 2 土地の所在 大字 中興寺——、地目は台帳 田、現況 雑種地、面積は 1,308 m<sup>2</sup>、申請人 三重県名張市●●。昭和 57 年頃から耕作しなくなり、現在に至るもので、現在はトラクタ一等の農業用機械の進入路の確保ができないことから、農地利用が困難となっているものです。</p> <p>番号 3 土地の所在 大字 はわい温泉——、地目は台帳 田、現況 宅地、面積は 57 m<sup>2</sup>、申請人 上浅津●●、平成 5 年頃から隣接地所有者が宅地の一部として利用しているものです。以上です。</p> <p>それでは、非農地の現況証明でございますが、この案件につきましても現地に出向いて確認を行っております。代表いたしまして中村委員、報告をお願い致します。</p> <p>1 番目の宇野の件です。道路とフェンス。このフェンスはソーラー用のフェンスとなっております。そのフェンスと道路に囲まれた一帯で、ご覧のように葛等が繁茂しており、とても農地に再生できる状況ではありません。</p> <p>それから 2 番目、中興寺の田んぼです。先ほど説明が有りました様に、昭和 57 年頃から耕作して無いと。長い間ずっとこういう状況になっております。相当草等も含めて荒れております。入り口が、道が無い状態になっておりまして、農業用機械も入らないと云う様な区域になっております。そういう事も含めて、此処も農用地の利用は今後困難であるという具合に判断しました。</p> <p>3 番目、はわい温泉の辺になります。赤ペンの線の枠が今回分筆されている土地になります。見ていただいている様に道路のような感じに使われているんですけども、実はこの奥に同じ所有者の農地があります。そのために分筆されて、田から非農地の証明を取るという事で、現状はもう隣の人が使っているような状況でございます。奥の畑は、奥に新しく道ができて、恐らく此処を使われない状況になって、荒れた状態になっております。今後農用地の利用としては、幅が狭いこともあり困難であると判断いたしました。以上です。</p> <p>はい、ご苦労様でございました。それでは非農地の証明でございますが、説明、報告が終った訳でございます。それでは皆さんの方からお尋ね等がございましたら、挙手のうえ発言をしていただきたいと思います。お尋ねはございますか。質疑はございますか。はい、土海委員発言をしてください。</p>
--	-----------------------	---

<p>議案第 22 号 農用地利用集積計画の決定 について</p>	<p>土海委員</p>	<p>2 番の中興寺の件ですけれども、選果場の道べりに家があったんですけれども、これはどう？ それで入れない？</p>
	<p>議長 事務局</p>	<p>はい、説明してください。 議案の 4-3 頁をご覧くださいただければ良く分かりますと思いますけれども、当該申請地の北側に家が 2 軒載っておりますが、左側が元々この申請地と同じ地権者ではありますが、どうも屋敷の方は売 り出されておまして、買い手がほぼ付いているらしいです。そういう状況で、余計に入り場所 が無い状態になったと。以前であれば所有者は同じですから、自分の敷地を通して入れますが、 所有者が変わってしまえばそれもなかなか出来難くなるという事もあるし、少なくとも現状が農 地として活用していない状況にあるので、非農地という事での証明願が出て来た様でございま す。</p>
	<p>議長 土海委員 議長</p>	<p>土海委員、良いですか今の説明で。 はい。 その他の方、質問はございますか。無い様でございます。それでは 1 番 2 番 3 番一括して採決 を行いたいと思います。それでは議案第 21 号でございますが、「非農地の現況証明について」申 請どおり認めることにご異議の無いは挙手をお願い致します。 《全員賛成》 はい、全員の方でございますので、それでは議案第 21 号については申請どおり認めることと 致します。</p>
	<p>事務局</p>	<p>続きまして議案第 22 号「農用地利用集積計画の決定について」をお諮りいたします。それで は説明をしてください。 議案第 22 号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。次のとおり、農用地利用集 積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意 見を求めるものです。公告予定日は平成 29 年 8 月 15 日です。 資料は 5-1 頁、5-2 頁 利用集積計画総括表について、関係戸数は 借り人 1 、貸し人 1 です。利用権の設定期間は ご覧の表のとおりです。設定作物等面積は、水田として利用が 2,991 m<sup>2</sup>、利用権設定面積率は 0.021%です。各筆明細をご覧ください。以上「農用地利用集積計画」については、農業経営基</p>

	<p>議長</p> <p>河井推進委員 議長 事務局</p> <p>河井推進委員 事務局</p> <p>議長 事務局 中村委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>中村委員 事務局 議長</p>	<p>盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。</p> <p>今回はこの各筆明細、わずか 3 筆という風な事でございます。季節的なこともあろうかと思いますが、皆さんの方からお尋ねがございましたらどうぞ挙手のうえ発言をしてください。はい、河井推進委員どうぞ。</p> <p>これね、一応 1 年。たった 1 年ですよ。継続した何か？</p> <p>はい、説明してください。</p> <p>1 年契約となっておりますが、従前から同じ借人が受けておりますけども、貸人が 1 年契約にしてくれとの申し出がございまして、1 年契約の更新でずっと来てるんですけども、たまたま手続きが漏れてたらしくて、今の時期になってしまったと。</p> <p>稲は誰が植えたかと、もうすぐ収穫になるのに。それで継続かと思ってね。</p> <p>ですので、従前から同じ人が借りておられるんですけども、本当はもう少し期間の長い契約にしたいんですが、地主さんの方が 1 年契約にしてくれという申し出をされている関係で。できませんので。毎年手続するんですけども、非常に煩雑で、たくさん借りていらっしゃる方ですから漏れが生じて、出来てなくて今になってしまったと。ただ、耕作自体は継続していらっしゃるという状況です。</p> <p>これは事務局の方として、5 年くらいにしてあげたらとかアドバイスは？</p> <p>しておりますけども、頑なに。そこは無理強いは出来ませんので。</p> <p>事務局さん、どうなんですかね。協議で契約は破棄できるわけですよ。結局 5 年でやっても、止めたいと云うのであれば 2 年後でも 1 年後でも協議すれば破棄できる。</p> <p>今の質問についてどうぞ。</p> <p>もちろん、例えば 10 年で貸し借りの契約をしておられても、どちらかの都合により、返さざるを得ない、或いは返してもらわなくてはならないという状況が当然に発生しますので、その場合はお互いの話し合いで農地を解約すれば良いという事は、何時の時でもお話はさせていただいております。</p> <p>それでもダメ？</p> <p>はい。</p> <p>まあ、地権者の方にもそう云ったところを良く理解いただいて。まあ、出来るだけ耕作者</p>
--	--	--

<p>4 報告事項 報告事項 第 1 号 賃貸借の解約等の通知について</p>	<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>の方に負担の掛からない様にしてあげて、そう云ったところを次回の更新の時にはアドバイスしていきましょう。その他ございますか。無い様でございますので、それでは採決を行います。議案第 22 号「農用地利用集積計画の決定について」原案どおり認めることにご異議の無い方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方が賛成でございますので、議案第 22 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、申請どおり認めることと致します。以上で議事を終わります。</p> <p>続きまして 4 番、報告事項でございます。それでは順次説明をしてください。</p> <p>報告事項 第 1 号「賃貸借の解約等の通知について」説明します。次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により賃貸借の解約等の通知があったので、報告するものです。</p> <p>番号 1 権限の種類 農地法 貸人 はわい長瀬●●、借人 はわい長瀬●●、土地の表示 はわい長瀬——、地目 畑、面積 231 m<sup>2</sup>、合意の成立日は H29. 7. 23、土地の引き渡し日も同日です。以上です。</p> <p>報告事項、これがまさに合意解約の事例でございます。局長の専決により処理致しております。これは報告事項でございますので、ご了解いただく訳でございますが、もしお尋ねがございましたらどうぞ発言してください。ございませんか。無い様でございますので、それでは報告事項を終わります。</p>
<p>5 その他</p>	<p>事務局</p>	<p>続きましてその他に入ります。(1) 番平成 29 年 9 月定例総会の予定を説明してください。</p> <p>○9 月定例総会</p> <p>9 月 8 日 (金) 午後 3 時 00 分より</p> <p>○公務災害補償制度への加入手続きについて</p> <p>○県外研修の日程について</p>
<p>6 閉会</p>	<p>議長</p>	<p>以上もちまして総会を終了します。</p> <p>(閉会 午後 4 時 3 5 分)</p>